

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成30年6月5日（火）午後1時28分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成	
2番	村	田	正	己	
3番	山	本	喜	八	郎
4番	中	西	義	晴	
5番	吉	川	敏	彦	
6番	上	田	幸	子	
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	小	寺		均	
10番	西	村		裕	
11番	南		和	弘	
12番	松	村	敏	彦	
13番	林			勉	
14番	田	口	洋	輔	
15番	曾	束	竹	司	
16番	南		秀	和	
17番	内	田	孝	司	
18番	小	森	保	豊	
19番	茨	木		清	
20番	林		吉	一	

4. 会議録署名委員 13番 林 勉
14番 田 口 洋 輔

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	梶 原 哲 郎
農業委員会事務局	田 口 雄 基
産業課	高 橋 華 寿 紀

6. 議 事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
(納税猶予(入口))
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について
(利用権設定)
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について
(所有権移転)
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について
(農地中間管理権)
- 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について
(農用地利用配分計画)
- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について
(4条届出)
- 報告第2号 農地形状変更事業について(農地形状変更事業)

7. 会議の経過

(事務局長)

ご案内をしておりました時間より若干早いですけど、皆さんお揃いになりましたので、平成30年第6回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

開催の前に、農業委員会だよりにこの場の写真を載せたいと思っておりますので、こちらの中村が撮っておりますけれども、ご容赦いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは開催にあたりまして、田中会長よりごあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) 2件
- 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
(納税猶予(入口)) 5件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) 3件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(所有権移転) 1件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(農地中間管理権) 3件
- 農用地利用配分計画案に対する意見について
(農用地利用配分計画) 2件
- 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(4条届出) 1件
- 農地形状変更事業について
(農地形状変更事業) 1件

(会長)

それでは議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。13番の林勉委員、14番の田口委員。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、お手元の資料に基づきまして、進めてまいりたいと思います。まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可でございます。これを議題といたしたいと思います。

受付番号8について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる5月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

2番	村田委員
10番	西村職務代理者
13番	林勉委員
15番	曾東委員
17番	内田孝司委員
20番	林吉一委員

事務局2名と都市整備課1名により実施しております。

それでは、議案第1号受付番号8につきまして議案書1ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

また別添でお付けしております農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書1ページもご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしくお願いたします。

(会長) それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願
いいたします。

(●●委員) 議案第1号受付番号8の案件につきまして、現地調
査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題がないと思われ
ます。以上です。

(会長) 議案第1号受付番号8の説明と報告が終わりました。
この件について何かご意見ご質問はございません
か。

よろしいですか。3条の許可の案件でございます。
それではご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号8に
許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします
です。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたしま
す。

それでは続きまして、受付番号9について、事務局
より説明願います。

(事務局) 議案第1号受付番号9につきましては議案書2ペ
ージをご覧ください。内容につきましては記載のとおり
でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写
真2ページをご覧ください。

また別添でお付けしております農地法第3条調書
2ページもご覧になり審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それでは、現地調査の報告を調査委員、続けてお願
いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号9の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題がないと思われます。以上です。

(会長)

ただ今、議案第1号受付番号9の説明と報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問はございませんか。

よろしゅうございますか。それでは、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号9に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして議案第2号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予の入口を議題といたします。

受付番号7について、事務局より説明願います。

(事務局)

議案第2号受付番号7につきましては議案書3ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真3ページをご覧ください。3ページ下の写真で申し上げますと、左側の2つの写真がこの案件の写真となっております。

それでは会長、よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●●委員)

それでは議案第2号受付番号7の案件につきまして、現地調査の報告をいたします。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第2号受付番号7の説明と報告が終わりました。この件について何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それではご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号7について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が農業相続人により適正に管理されており適格者と判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして受付番号8について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号8につきまして議案書4ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

続きまして、議案第2号受付番号8の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

(●●委員)

本件の該当地についても、特に問題ないものと思われ
れます。

(会長)

議案第2号受付番号8の説明と報告が終わりました。
この件についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問もないようござい
ます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号8に
ついて、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該
当地が農業相続人により適正に管理されており適格
者と判断することに賛成の委員さんの挙手をお願い
します。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者で
ある旨の証明をいたします。

続きまして受付番号9に入りたいと思います。事務
局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号受付番号9につきましては議案書5ペ
ージをご覧ください。内容につきましては記載のとおり
でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写
真5ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお
願いいたします。

(●●委員)

続きまして議案第2号受付番号9につきまして、現
地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地につきましても、特に問題ないものと思
われます。

(会長)

議案第2号受付番号9の説明と報告が終わりました。この件につきましてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。納税猶予の入口の部分でございます。ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号9について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が農業相続人により適正に管理されており適格者と判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

それでは続きまして、受付番号10について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号受付番号10につきましては議案書6ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

続きまして議案第2号受付番号10につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地につきましても、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第2号受付番号10の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございません

(会長)

か。

よろしいですか。ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号10について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が農業相続人により適正に管理されており適格者と判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして今度は受付番号11について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号11につきましては議案書7ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真同じく6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく申し上げます。

(●●委員)

議案第2号受付番号11につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地につきまして、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第2号受付番号11の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

(会長)

受付番号 1 1 です。よろしゅうございますか。それではご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 2 号受付番号 1 1 について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が農業相続人により適正に管理されており適格者と判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして議案第 3 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について、利用権設定を議題といたします。

受付番号 4 2 について、事務局より説明願います。

(事務局)

議案第 3 号受付番号 4 2 につきましては議案書 8 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

この借り手につきましては一般法人となっておりまして、備考欄に書かれておりますとおり、解除条件付の特例貸付となっておりますところでございます。この農地が仮に荒れた場合、基本的にはこの貸し手の方がこの利用権設定を解除するという形になるんですけども、そのような手続きをされない場合に町が強制的にこの貸し借りを解除するというものでございます。ですので、1 年に 1 度以上、こちらの農地が荒れていないかどうか、こちらの事務局でも確認しておりますところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 7 ページをご覧ください。

利用権の設定につきましては、本日 3 件ございます。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願ひします。

(●●委員) 議案第3号受付番号42の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) ただ今、議案第3号受付番号42の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号42について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号43について、事務局より説明願ひします。

(事務局) 議案第3号受付番号43につきましては議案書9ページをご覧下さい。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真3ページをご覧下さい。3ページ下側の写真で申し上げますと右側にある写真になっております。

会長よろしくお願ひいたします。

(会長) それでは続きまして、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願ひします。

(●●委員)

議案第3号受付番号43の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

議案第3号受付番号43の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

利用権の設定です、よろしいですか。はい、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号43について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号44に入ります。44について事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号44につきましては議案書10ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真8ページをご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしく申し上げます。

(●●委員)

議案第3号受付番号44の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願ひします。

(●●●●委員)

議案第4号受付番号5の案件につきまして、現地調査の報告をいたします。

本件の該当地につきましては、特に問題ないものと思われまひます。

(会長)

議案第4号受付番号5の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませひか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようございませひますので、それでは採決に入ります。議案第4号受付番号5の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願ひいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第5号受付番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定についてと議案第6号受付番号1農用地利用配分計画案に対する意見についてにつきましては、●●委員に関する案件でございませひますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願ひいたします。関係議案終了後に入室、また着席をしていただくことになります。

(●●委員 午後1時51分 退席)

(会長)

それでは議案第5号受付番号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定についてと議案第6号受付番号1農用地利用配分計画案に対する意見についてにつきましては、関連する内容でございませひますの

(会長)

で、まとめて事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第5号受付番号1につきましては議案書12ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

こちらにつきましては、地主さんの方から京都府農業総合支援センターの方に貸し付ける内容となっております、右側備考欄にありますとおり●●●●●●●●●●さんの方に又貸しをされるというような内容となっております。

続いて、議案第6号受付番号1につきましては議案書15ページから19ページをご覧ください。

15ページにつきましては、利用権設定を受ける農家さんの経営状況が書かれておりまして、16ページを飛ばしまして、17ページには農業総合支援センターと今回の担い手農家さんとの契約の明細となっておりますところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真10ページをご覧ください。

農地中間管理権につきましては、本日3件ございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●●委員)

それでは、議案第5号受付番号1及び議案第6号受付番号1の案件につきましては、現地調査の報告をいたします。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。以上です。

(会長)

ありがとうございます。議案第5号受付番号1と議案第6号受付番号1の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、それでは特にご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号1の可否については、可とし、議案第6号受付番号1については、意見なしと町に回答することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第5号受付番号1については、可とすることに決定し、議案第6号受付番号1については、意見なしと町に回答いたしたいと思いません。

(●●委員 午後1時54分 入室)

(会長)

次に、議案第5号受付番号2と受付番号3及び議案第6号受付番号2につきましては、関連する内容でございますので、まとめて事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第5号受付番号2につきましては議案書13ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

こちら、議案第5号受付番号2につきましては、地主の方から京都府農業総合支援センターに貸し付ける案件でございます。こちら、議案書備考欄にもありますように、借り手予定者の●●さんの方に農地を又貸しするという予定となっております。

続いて、議案書14ページをご覧ください。受付番号3につきましては、記載のとおりでございます。

こちらにつきましても、地主から京都府農業総合支援センターの方が借り受けるというような内容となっております。先ほどの受付番号2と同様に、備考欄

(事務局)

に書いてありますように、借り手予定者が同じ方となっております。

続いて、議案第6号受付番号2につきましては議案書20ページから24ページをご覧ください。

20ページにつきましては、受け手農家さんの経営状態となっております、22ページをご覧くださいといただきますと、こちらの方が、農業総合支援センターと担い手農家であります●●さんとの契約となっております、先ほどの議案第5号受付番号2と受付番号3の内容がひとまとめになっておるような状況でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真11ページをご覧ください。

それでは、会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしく申し上げます。

(●●●委員)

議案第5号受付番号2と受付番号3及び議案第6号受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地についても、特に問題ないものと思われれます。以上でございます。

(会長)

ただ今、議案第5号受付番号2と受付番号3及び議案第6号受付番号2の説明と報告が終わりました。

この件につきましてご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、それでは特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号2と受付番号3の可否につきましては、可とし、議案第6号受付番号2については、意見なしと町に回答すること

(会長)

に賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第5号受付番号2と受付番号3については可とすることに決定し、議案第6号受付番号2については、意見なしと町の方に回答をいたします。

これで、審議の方は全て終わりたいと思います。これより報告に入ります。

まず、報告第1号受付番号3農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、事務局より説明を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号3につきましては議案書25ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真12ページをご覧ください。

12ページの写真を見ていただいたら分かるとおりに、すでに露天駐車場という形で使われておりました。この為届出の際には、始末書を提出いただきまして、こちらの届出を追認的に受理した訳でございます。

本件につきましては、5月25日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号3の報告がありました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。4条の届出、市街化区域の転用でございます。それでは特に、ご意見ご質問もないよう

(会長)

ですので、報告第2号受付番号2農地形状変更事業につきまして事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第2号受付番号2につきましては議案書26ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりとなっております。

本案件につきましては、以前に3月15日から4月30日の間、この当該農地を客土するという届出が以前の総会で出ておりました。今回、その4月30日までに工事が終われなかったということで、延長の届出をいただいたというものでございます。施工期間は備考欄にありますように、5月1日から8月31日というふうに延長をされております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真13ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第2号受付番号2の報告がありましたけれども、この件について何かございませんか。

農地形状変更事業、いわゆる客土ですね。期間延長でございます。よろしいですか。それでは特にご意見ご質問もないようでございますので、これで、予定をしておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

午後2時2分 終了